

Vol.81

今回は 消費税

相談事例  
紹介

# 会員相談室

嶋 協 (神田支部・面接相談)



電話相談

 受付 午前10時～11時50分  
 時間 午後 1時～ 2時40分

03-3354-8520



事前予約

面接相談・随時相談

03-5919-7157

※ご利用の際は、事前に東京税理士会ホームページ(会員専用ページ)の「会員相談室のご案内」をご覧ください。



## 1. 災害時の簡易課税から原則課税への変更

事例

A社(3月決算法人)は、ゴム製品のメーカーであるが、昨年9月の集中豪雨により、工場が1部損壊したうえ、機械装置のうち数台は浸水により使用不能となってしまった。

何とか当期中の事業再開に向けて準備を進めているが、A社は平成元年の消費税導入以来、継続して簡易課税制度を選択適用しており、今期中に工場の修理や機械の納入があった場合には、原則課税に変更したいが、課税期間の短縮を行わなければならないのだろうか。

回答

災害その他やむを得ない理由によって被害を受けた事業者が、その災害により簡易課税制度不適用の必要が生じた場合において、所轄税務署長の承認を受けた場合には、その承認を受けた課税期間から適用変更が認められる。

検討

### (1) 基本的考え方

本ケースは、災害により被害を受けた簡易課税適用事業者が簡易課税制度を止め、原則課税へ変更する際の方法、届出申請に関するものである。

消費税法37条では、簡易課税制度の適用を止める旨の届出書(消費税簡易課税制度選択不適用届出書)は、適用を受けることを止めようとする課税期間の開始日の前日までに届出書を提出する必要がある旨を規定している。

しかし、災害等により被害を受けた場合には、災害被害の復旧のために緊急の設備投資等の必要性が生じる場合がある。そこで、そのような特別な事情に配慮し、災害その他やむを得ない理由によって被害を受けた事業者が、その被害により簡易課税制度不適用の必要が生じた場合において、所轄税務署長の承認を受けた場合には、その災害の生じた日の属する課税期間から適用変更が認められることとされている。

具体的には、次のように規定されている。

消費税法第37条の2(災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例)

⑥ 災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者が、被害を受けたことにより、災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間(以下「不適用被災課税期間」という。)につき簡易課税の適用を受ける必要がなくなった場合において、不適用被災課税期間につき同項の規定の適用を受けることをやめることについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該事業者は同条第4項の規定による届出書を当該承認を受けた不適用被災課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。

⑦ 第6項の適用を受けようとする事業者は、簡易課税の適用を受けることの必要がなくなった事情等を記載した申請書を、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2月以内(災害その他やむを得ない理由がやんだ日とその申請に係る不適用被災課税期間の末日の翌日以降に到来する場合には、不適用被災課税期間に係る申告書の提出期限まで)に、その納税地を所轄する税務署に提出しなければならない。

(一部省略)

### (2) 留意点

この適用を受けるためには、災害等がやんだ日から2月以内(課税期間の確定申告期限の方が先に到来する場合には、確定申告期限まで)に「災害等による消費税簡易課税制度適用(不適用)届出に係る特例承認申請書」(第35号)及び「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」(第25号様式)を所轄税務署長へ提出する必要があることに注意したい。また、工場修理完了の日及び機械納入の日が明確になっているのであれば、原則課税の適用を受けようとする課税期間開始日の前日までに、「消費税課税期間特例選択・変更届出書」(1ヶ月又は3ヶ月単位の課税単位を選択)(第13号様式)及び「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」(第25号様式)を所轄税務署長へ提出することにより、原則課税に戻ることできる。

いずれを選択するかは、その後の申告回数の手間などを総合的に判断して行うことになる。



## 2. 運送業における保険料の立替金処理(資産の譲渡等の範囲)

事例

B社は運送業者であるが、医薬品や危険物の配送に当たり、保険会社と損害賠償契約を締結している。

医薬品や危険物の配送は、運送する製品の性質や内容によって異なるが、保険料が高額になることも少なくない。

なお、当社ではその保険料を依頼者に対して請求することとしているため、「立替金」として処理し、入金時に消却処理しようと考えているが、消費税の問題は生じないか。

回答

運送委託者に請求するか否かは運送会社の自由裁量で決められるものであることから、「立替金」処理は認められず、運送料収入として処理することとなる。

検討

本ケースにおける問題点は、保険料実費金額の顧客への請求が資産の譲渡等に該当するかどうかである。

つまり、本事例では「運送」と「保険による保証」という2つの行為が行われているのであるが、前者は依頼者とB社との契約であり、後者はB社と保険会社との契約である。

したがって、B社が保険料を依頼者に請求するのは、自らが受けた役務提供の対価を依頼者に請求しているに過ぎないこととなり、実質的には運送料と同様の性質のものと考えられる。

本事例のように、運送会社が保険契約を締結する場合は、その負担する保険料はほぼ運送会社のコストであり、それを依頼者に請求するか否かは運送会社の自由裁量で決められるものであることから、「立替金」処理は認められず、資産の譲渡等に該当する。

例えば、贈答品店などにおいて顧客が購入した贈答品の配達を宅配業者に依頼する際の郵送料は本事例とは異なり、「郵送」という役務提供を受けるのも顧客であることから「預り金」処理が認められるのである。

表面的な「実費精算」ということだけで、「立替金」処理が認められるものではないことに注意したい。

また、貨物運送の場合の運送保険の場合は、運送依頼者からの付保の委任を受けた運送業者名で保険契約を締結することが認められている。

このケースについては、運送業者名で保険契約を締結していても、「保険による保証」という行為は運送依頼者に帰属することになることから、消費税法上、運送業者の「立替金」処理は認められることになる。



## 3. クレーム処理料の取扱い(損害賠償金)

事例

C社は金属製造業を営んでおり、先日長年使用してきたプレス用の機械を買替え、従来より機能の高いものを540万円で購入した。実際にそのプレス機を使用すると、やや使い勝手が悪いことに加え、機能的にもメーカーの説明ほどではないことから、メーカーに苦情を申し出たところ、点検預りをしたいとのことであった。

しかし、発注を受けている製品の納期もあることから、購入代金の値引きを要求し、メーカー側は108万円の値引きに応じるようになった。

この場合、この値引き分は、消費税法上、仕入対価の返還として課税されるのか。

回答

本事例の場合は、品質の不良、品質の相違、破損又は納期遅延等のクレームによる損害賠償金の支払いであり、値引きと認められるので、仕入対価の返還等として処理する。

検討

本ケースは、いわゆる事業者が支払いを受けた損害賠償金の取扱いであるが、これについては、次の規定がある。

消基通5-2-5(損害賠償金)

損害賠償金のうち、心身又は資産につき加えられた損害の発生に伴い受けるものは資産の譲渡等に該当しないが、例えば、次に掲げる損害賠償金のように、その実質が資産の譲渡等の対価に該当すると認められるものは、資産の譲渡等の対価に該当することに留意する。

- (1) 損害を受けた棚卸資産等が加害者に引き渡される場合で、当該棚卸資産等がそのまま又は軽微な修理を加えることにより使用できるときに加害者から棚卸資産等を所有する者が収受する損害賠償金
- (2) 無体財産権の侵害を受けた場合に加害者から無体財産権の権利者が収受する損害賠償金
- (3) 不動産等の明渡しの遅滞により加害者から賃貸人が収受する損害賠償金(一部省略)

要は、品質の不良、品質の相違、破損又は納期遅延等のクレームによる損害賠償金の支払いが値引きと認められる場合には、対価の返還等として処理し、逸失利益や損失の補償として受ける損害賠償金については対価性がない旨が示されている。

本事例に当てはめて考えると、購入した機械の不具合によって、その値引きをしてもらったということであるから、前者に該当し、対価の返還として処理すべきものである。

損害賠償金については、色々なものがあるため、名目にとらわれず、実態を見て判断する必要があることに注意したい。

≪参考文献≫

「消費税還付請求手続と簡易課税の業種区分」  
熊王征秀著 税務研究会  
「Q&A 消費税の可否判定と仕入税額控除」  
山本守之著 税務経理協会

注) 内容は、平成28年1月18日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見(参考意見)ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。